

マルカン百貨店発行の商品券をお持ちのお客様へ

『商品券』払戻しについてのお知らせ

マルカン百貨店商品券のご利用は、平成二十八年六月七日をもって終了し、未使用となった商品券については、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、

左記の通り払戻しを行います。

対象となる商品券をお持ちのお客様は、申出期間内に払戻しの手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

◎払戻しを行う前払式支払手段発行者 株式会社マルカン百貨店

◎払戻対象 マルカン百貨店商品券(五〇円券)、マルカン百貨店商品券(百円券)

〈見本(百円券)〉



◎払戻申出期間 平成二十八年六月八日(水)～平成二十八年九月八日(木)
午前十時～午後三時

※期間内に申出がない場合、当該払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

◎申出方法 未使用商品券及び印鑑をマルカン百貨店事務所までご持参ください。

郵送による申出はお受けできません。

事務所所在地：花巻市双葉町37番地3

(マルカン百貨店 店舗裏駐車場となりの建物になります。)

◎払戻方法 未使用商品券の額面金額を現金にて払戻いたします。

◎問い合わせ先

株式会社 マルカン百貨店

〒〇二五・〇〇八七 岩手県花巻市上町6番2号

電話 〇一九八・二四・一一一

(マルカン百貨店事務所共通)